

# 伝統的技能を継承するための講習会 に係る経費の一部を補助します

～伝統的技能継承促進事業のご案内～

## 1 対象となる事業者

福井県内に事務所を有する技能士会または技能士が所属する団体もしくは事業所

## 2 内容

熟練の技術・技能の習得に向け、建築分野等の団体等が、高度かつ伝統的な技能を継承するための講習会を実施した場合、経費の一部を補助

## 3 対象経費

講師謝金、講師旅費、会場借り上げ料、消耗品費（材料等）

補助額 600千円上限/1団体

（1年度につき1団体当たり10講座まで。1講座当たり60千円上限）

## 4 受講資格

下記の全ての項目を満たす者

- ・県内に在住または勤務する者
- ・技能検定1級程度の技能を有する者
- ・伝統的技能の継承に意欲があり、継続的に活動できる者
- ・後継者育成に意欲がある者

## 5 手続きの流れ

- ①交付申請 : 交付申請書・事業計画書・収支予算書・誓約書等を提出  
(申請書類は下記ホームページから入手してください)

申請書受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月19日(水)

※ ただし、予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。

- ②交付決定 : 県から補助金交付決定通知を受ける
- ③事業計画の実行 : 講習会の開催
- ④実績報告 : 実績報告書、収支決算書、証拠書類を提出
- ⑤請求 : ④による補助金の確定後、補助金の請求書を提出

詳しくは福井県ホームページでご確認ください

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部労働政策課 就業支援グループ  
TEL 0776-20-0388  
FAX 0776-20-0648

